

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和7年 3月21日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

七尾児童相談所 屋内外清掃管理業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

トイレ清掃(週1回、年間50回)、除草作業(年2回)、樹木剪定(年1回)

(3) 納入期限(履行期間)

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：七尾市古府町そ部8番地1

所 属：石川県七尾児童相談所

連絡先：TEL 0767-53-0811 FAX 0767-53-3669

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。

① 障害者支援施設

② 地域活動支援センター

③ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)

④ 小規模作業所

⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月1日(火) 午前11時

(2) 提出先

住 所：七尾市古府町そ部8番地1

所 属：石川県七尾児童相談所

連絡先：TEL 0767-53-0811 FAX 0767-53-3669